

原子力災害に係る屋内退避に関する滋賀県の当面の考え方(案)に対する、高橋委員の御意見

説明日時：平成28年7月27日(水) 10:50~11:30

出席者：高橋委員、土井原子力防災室長、福島

内容：【協議事項】

- ・原子力災害に係る屋内退避に関する滋賀県の当面の考え方(案)

<全般>

屋内退避に関する考え方は、その時々によって変わる。フレキシブルに今後も対応を変えていくことが重要であり、「当面の考え方」という整理は良い。

<(1) 屋内退避の有効性についての住民理解の促進>

「UPZ 住民が屋内退避を実施できるよう」という表現は、物理的に屋内退避ができないような誤解を招く。屋内退避で被ばくを低減できることについて、「しっかりと住民理解を進めることが必要である」という趣旨が伝わるような表現にするべき。

住民理解の促進のためには、安定ヨウ素剤の配布、服用のルールの周知も必要。

<(2) 大規模地震との複合災害時における原子力防災対策の検討>

熊本地震では、実際に家がつぶれている。屋内に留まることを懸念する住民だけではなく、物理的に屋内に留まることができない住民に対する対応を決めておくことが必要。

<(3) 屋内退避指示中における先行避難の具体化>

PAZ では、施設敷地緊急事態の段階で、要配慮者等は先行的に避難を開始する。UPZ においても同様に、施設敷地緊急事態の段階で避難する仕組みの検討が必要。その場合は、「屋内退避指示」が出ていない段階での避難となるので、項目に注意。

<(4) 屋内退避を避難へ切り替えるタイミングの明確化>

タイミングというよりも、条件か。安心して屋内退避を実施するには、避難へ切り替わる条件が明確化されていることが重要。次のステップへの見通

しを明確化しておかなくてはならない。

<（５）適切なタイミングでの屋内退避の実施や、限定的な屋内退避解除の仕組みの構築>

限定的な屋内退避解除の仕組みの構築を前に持ってくる方が、論旨が伝わりやすい。

<（６）その他、必要な基準の明確化>

基準の明確化は必要。滋賀県としては、特に UPZ 圏外への拡大に関する目安が重要。

<理由③：屋内退避の実効性確保>

「正確な予測情報」を求めると、国からは「できない」と言われてしまうおそれ。おおざっぱでもよいので、適切な精度の情報が必要。

例えば、「今後数時間は、滋賀県が風下にならない可能性が高いため、放射性プルームが来ない蓋然性が高い」など、「来るか、来ないか」だけでも良い。